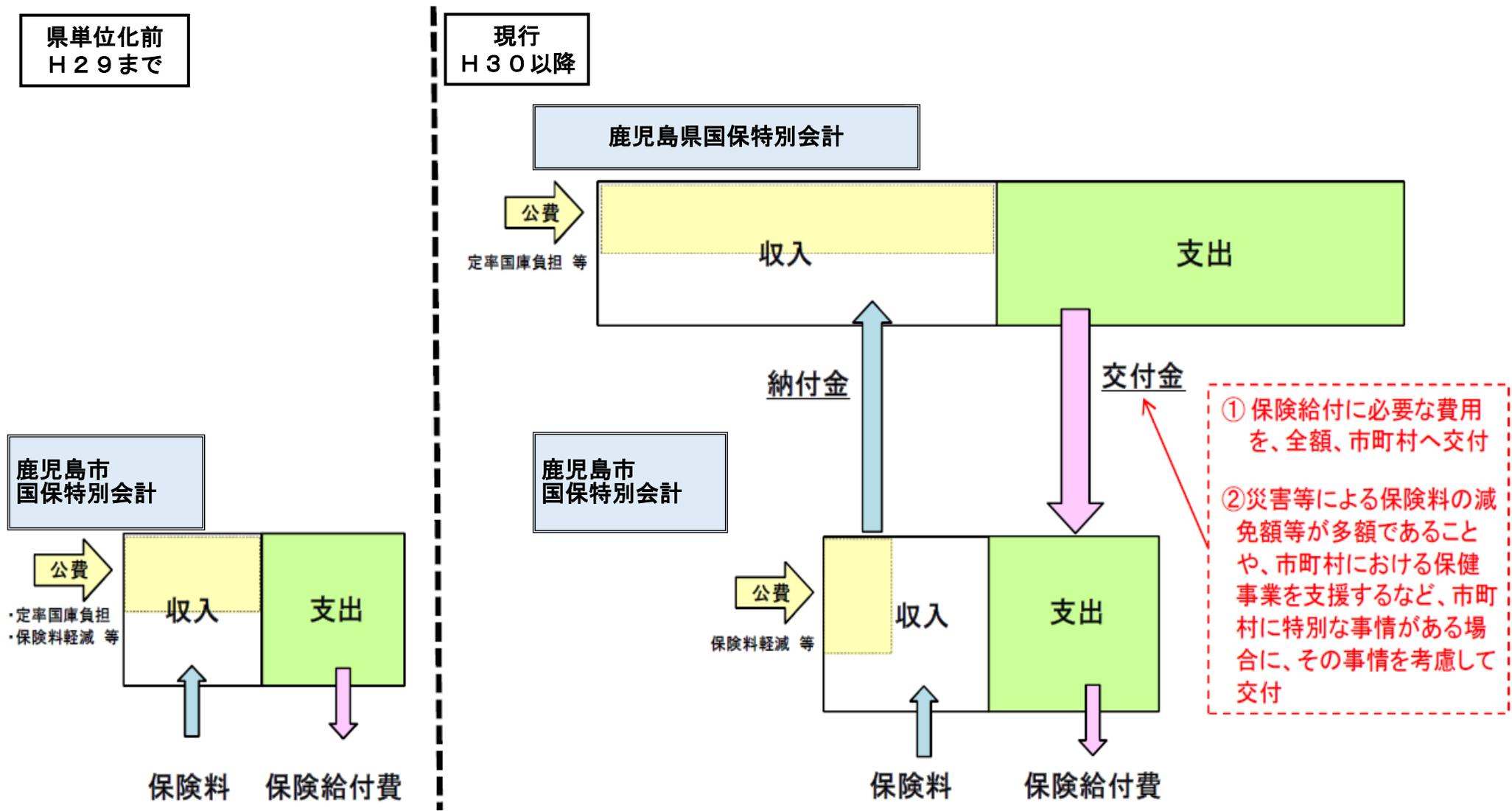


# 令和8年度の国保事業費納付金・標準保険料率（本算定）と本市税率（案）

## <国保財政の仕組み（イメージ）>



# 1 令和8年度の国保事業費納付金・標準保険料率（県による本算定の結果）

## (1) 国保事業費納付金

R8年度からの「子ども・子育て支援金制度」開始に伴い新設された「子ども・子育て支援納付金」の増により、前年度より2.7億円（1.8%）の増

区分	R8年度	R7年度	増減
医療給付費分	11,111,164 千円	11,132,575 千円	▲21,411 千円
後期高齢者支援金等分	3,329,725 千円	3,326,825 千円	2,900 千円
介護納付金分	986,922 千円	1,005,300 千円	▲18,378 千円
【新】子ども・子育て支援納付金分	303,107 千円	0 千円	303,107 千円
合計	15,730,918 千円	15,464,700 千円	266,218 千円

## (2) 標準保険料率（国保事業費納付金を賄うための保険料率）

・ R8標準保険料率とR7標準保険料率の比較（①－②）※子ども・子育て分を除く

**基礎課税額は、前年度より増加した一方、介護納付金課税額は、前年度より減少**

・ 現行（R7税率）とR8標準保険料率の比較（③－①）※子ども・子育て分を除く

**介護納付金課税額の2つの区分以外は、R8標準保険料率より現行税率が下回っている**

区分		R8標準保険料率 ①	R7標準保険料率 ②	現行（R7税率） ③	増減 ①－②	現行とR8標準との差 ③－①
基礎課税額	所得割額	8.32%	8.16%	8.11%	0.16%	▲0.21%
	均等割額	36,333 円	34,904 円	30,700 円	1,429 円	▲5,633 円
	平等割額	23,232 円	22,610 円	22,600 円	622 円	▲632 円
後期高齢者 支援金等課税額	所得割額	2.96%	3.00%	2.88%	▲0.04%	▲0.08%
	均等割額	12,801 円	12,594 円	10,700 円	207 円	▲2,101 円
	平等割額	8,185 円	8,158 円	7,800 円	27 円	▲385 円
介護納付金 課税額	所得割額	2.47%	2.55%	2.51%	▲0.08%	0.04%
	均等割額	12,446 円	12,724 円	11,100 円	▲278 円	▲1,346 円
	平等割額	6,169 円	6,332 円	6,300 円	▲163 円	131 円
【新】 子ども・子育て 支援納付金 課税額	所得割額	0.29%	—	—	皆増	—
	均等割額	※ 1,278 円	—	—	皆増	—
	18歳以上均等割額	※ 95 円	—	—	皆増	—
	平等割額	816 円	—	—	皆増	—

※18歳未満の「子ども・子育て支援納付金課税額」の均等割額は全額軽減され（全国一律）、軽減分を18歳以上均等割額として賦課：+95円

## 2 令和8年度の本市税率（案）

### (1) 税率改定の必要性

- ① 国保において、保険給付（医療）にかかる費用は、一般会計からの法定外繰入金に依存することなく、国保税や国費等で賄うのが原則ですが、本市国保は、多額の法定外繰入金に依存し、平成21年度から令和6年度までの16年間、税率を据え置いてきました。
- ② 近年、国や県は、国保財政の健全化に向けた取組を強化してきており、国は、令和5年10月に「保険料水準統一加速化プラン」を策定したほか、県は、令和6年3月に「第3期鹿児島県国民健康保険運営方針」を策定し、令和10年度までに法定外繰入金（決算補填等目的）の解消を目指すとともに、保険料水準の統一に向けた取組を進め、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ国保税となる「完全統一」を目指すこととなりました。（完全統一は、早くて令和15年度）
- ③ 本市国保は、高齢化や医療の高度化等により、1人当たり医療費が年々増加する中、税率を据え置いてきた結果、37億円（令和6年度決算）の累積赤字を抱えており、令和7年度に税率改定を行いました。法定外繰入金を解消できず、依然として非常に厳しい財政状況にあります。
- ④ 今回の改定は、国や財政運営の責任主体である県の方針に基づき行うもので、本市国保を安定的に運営していくためのものです。
- ⑤ なお、令和8年度からの「子ども・子育て支援金制度」に対応するため、「子ども・子育て支援納付金課税額」を新たに追加します。

### (2) 税率改定の基本的考え方

**令和8年度の税率は、県から示された標準保険料率と現行税率の差を7割縮小する。**

※現行税率が標準保険料率を上回っている区分及び「子ども・子育て支援納付金課税額」は、標準保険料率に合わせる（端数処理あり）

※改定した場合でも、令和8年度は、法定外繰入金（決算補填等目的）を解消できない見込

### (3) 本市税率（案）

区分		R 8 標準保険料率 ①	R 7 税率 ②	R 8 税率（案） ③	増減 ③-②	標準保険料率との差 ③-①
基礎課税額	所得割額	8.32%	8.11%	8.26%	0.15%	▲0.06%
	均等割額	36,333円	30,700円	34,600円	3,900円	▲1,733円
	平等割額	23,232円	22,600円	23,000円	400円	▲232円
後期高齢者 支援金等課税額	所得割額	2.96%	2.88%	2.94%	0.06%	▲0.02%
	均等割額	12,801円	10,700円	12,200円	1,500円	▲601円
	平等割額	8,185円	7,800円	8,100円	300円	▲85円
介護納付金 課税額	所得割額	2.47%	2.51%	2.47%	▲0.04%	0.00%
	均等割額	12,446円	11,100円	12,000円	900円	▲446円
	平等割額	6,169円	6,300円	6,100円	▲200円	▲69円
【新】 子ども・子育て 支援納付金 課税額	所得割額	0.29%	—	0.29%	皆増	0.00%
	均等割額	1,278円	—	※ 1,200円	皆増	▲78円
	18歳以上均等割額	95円	—	※ 90円	皆増	▲5円
	平等割額	816円	—	800円	皆増	▲16円

※18歳未満の「子ども・子育て支援納付金課税額」の均等割額は全額軽減され（全国一律）、軽減分を18歳以上均等割額として賦課：+90円

＜参考＞モデル世帯における国保税の試算（年額） ※②・③は本市独自減免適用後

	R 8 標準保険料率 ①	R 7 税率 ②	R 8 税率 (案) ③	増減 ③－②	標準保険料率との差 ③－①
給与所得 200 万円 40 代夫婦、中学生 1 人、小学生 1 人	430,300 円	374,900 円	<b>401,600 円</b>	26,700 円	▲28,700 円
年金所得 100 万円 65 歳以上の夫婦	132,400 円	119,200 円	<b>129,400 円</b>	10,200 円	▲3,000 円